

第4期群馬県がん対策推進計画(案)概要

1. 策定の趣旨

「がん対策基本法」に基づき、国が、がん対策の基本的方向について策定する「がん対策推進基本計画」を基本とし、群馬県がん対策推進条例の趣旨を尊重するとともに、本県におけるがん患者へのがん医療の提供状況等を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2. 位置づけ

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、令和5年3月28日に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」の趣旨及び内容を踏まえ、検討を加え、必要があるときには、これを変更し、他の計画との調和を図って策定する。

- ・群馬県総合計画
- ・群馬県保健医療計画
- ・群馬県健康増進計画
- ・群馬県肝炎対策推進計画
- ・群馬県歯科口腔保健推進計画
- ・群馬県医療費適正化計画
- ・群馬県高齢者保健福祉計画
- ・群馬県教育振興基本計画

3. 計画期間

6年間（令和6～11年度）

※現行の第3期は平成30～令和5年度

4. 基本理念・全体目標

基本理念：がんに強い地域社会の構築を目指して

第1 全体目標

正しい知識に基づく
がん予防・がん検診

患者本位のがん医療の充実

がんとともに安心して暮らせる
地域社会の構築

第2 分野別施策

< 予防 >
正しい知識に基づくがん
予防・がん検診

< 医療 >
患者本位のがん医療の充実

< 共生 >
がんとともに安心して暮らせる
地域社会の構築

< 基盤 > これらを支える基盤の整備

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5. 群馬県がん対策推進計画の第3期と第4期の主な変更点

◎第4期計画案の作成方針：第3期計画を踏襲しつつ、国の第4期基本計画及び県の現状・課題を踏まえて案を作成

< 予防 >

- ・目標を、「がんにならない地域社会の構築（がん検診・がん予防）」から「正しい知識に基づくがん予防・がん検診の推進」に変更

< 医療 >

- ・「小児がん医療／AYA世代のがん医療」で記載していた「妊娠性温存療法」について項目出し
- ・「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」を、共生から医療に変更

< 共生 >

- ・目標を「がんになっても安心して暮らせる地域社会の構築」から「がんとともに安心して暮らせる地域社会の構築」に変更
- ・「がん患者の生活の質（QOL）の向上」で記載していた「アピアランスケア」について項目出し
- ・「がん診断後の自殺対策」を新規追加

< 基盤 >

- ・「がん登録」を医療から基盤に変更し、「がん登録の利活用の推進」に変更
- ・「患者・市民参画の推進」、「デジタル化の推進」を新規追加

第3

- ・「感染症発生・まん延時や災害等を見据えた対策」を新規追加

6. 目標値(指標)について

具体的な目標値（指標）については、素案段階で提示する。

7. 推進体制等について

毎年、計画の進捗状況を把握するほか、必要に応じて実施すべき事業の検討や推進方法の見直しを行う。